

感染症等にかかった時に保育園をお休みしていただく期間

医療機関を受診するとお医者さんから下記の期間、保育園をお休みするよう指示があります。よろしくお願ひ致します。

病名	保育園をお休みしていただく期間
インフルエンザ	熱の症状が出た日は数えず、その翌日を第一日として第五日目まで。そして熱が下がった日の翌日から三日間経過していること。
水痘(水ぼうそう) 及び 帯状疱疹(ヘルペス)	すべての発しんがカサブタのようになり乾燥するまで。
風しん(三日ばしか)	発しんが消えるまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺等のはれが出てから五日間を経過するまで。そして全身状態が良くなるまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	熱、咽頭発赤(のどが赤い)、目の充血がなくなつてから二日間
流行性角結膜熱(はやり目)	お医者さんから感染のおそれがなくなったとい言わけるまで。
結核	お医者さんから感染のおそれがなくなったとい言わけるまで。
百日咳	百日咳特有の咳がなくなるまで。又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終えるまで。
麻しん(はしか)	熱が下がった日は数えず、翌日から三日間。(病状により感染力が強いと認められたときは長期に及ぶこともある。)
急性出血性結膜熱	お医者さんから感染のおそれがなくなったとい言わけるまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (0-157、0-26、0-111など)	症状が治まり、抗菌薬による治療が終了し、48時間を開けて連続2回の検便によって、いずれも陰性が確認されるまで。
骨膜炎菌性骨膜炎	お医者さんから感染のおそれがなくなったとい言わけるまで。
溶連菌感染症	抗生素治療を開始後24時間を経て、全身状態が良くなるまで。
マイコプラズマ肺炎	咳症状で抗生素投与より数日間、症状が改善し、全身状態が良くなるまで
手足口病	全身症状が安定し、いつもの食事が食べられるようになるまで。
伝染性紅斑(りんご)	合併症がなく全身状態が良ければ、特にお休みする必要はありません。
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス)	嘔吐、下痢がおさまり、いつもの食事が食べられるようになるまで。
ヘルパンギーナ	全身症状が安定し、いつもの食事が食べられるようになるまで。
R S ウィルス感染症	咳などの呼吸器症状が消え、全身状態が良くなるまで
突発性発しん	熱が下がるまで。
伝染性膿痂疹(とびひ)	炎症症状が強く、広範なものについては登園は不可。皮疹が乾燥しガーゼでおおっても悪化しなくなるまで。
伝染性軟属腫(水いぼ)	合併症がなければ登園可能だが、他児との直接皮膚接触は避ける。
アタマジラミ	シラミの医薬品(スミスリンパウダー、スミスリンL シャンプーなど)による駆除対策をするまで。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- ① 園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと。
- ② お子さんの健康状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

